

令和5年度第3回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会 会議結果概要

1 開催日時

令和6年3月22日（金）10：00～11：00

2 開催場所

成田市役所 議会棟3階 第三委員会室

3 出席者

（委員）

山田部会長（議長）、木村委員（職務代理者）、高橋雅美委員、高橋知子委員、小倉委員、名雪委員、高嶺委員、岸本委員、古川委員

（事務局）

健康こども部：高橋部長

子育て支援課：谷崎課長、檜垣課長補佐、青柳係長、兼坂主査、在田副主査

保育課：宮崎課長、多田主幹、北見主幹、鴻池係長、遠藤係長

健康増進課：飯田課長、柴田課長補佐、田中係長

社会福祉課：小竹課長

（傍聴人）2名

4 議題

(1) 利用定員の設定

(2) 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の所掌事務等の変更及び部会委員の追加選出について

5 報告

(1) 成田市こども計画策定に係るアンケートの実施報告及び今後の策定スケジュールについて

(2) 令和6年度の子ども・子育て支援に関する事業等について

6 配布資料

・会議次第

・席次表

・資料1-1「利用定員の設定について」

・資料1-2「利用定員の設定について 幼稚園・小規模保育事業所概要」

・資料2「子ども・子育て支援部会 部会委員の追加選出について」

・「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について」

・資料3-1「こども計画策定のためのアンケート調査 回答率」

・資料3-1（補足）「成田市こども計画の策定のためのアンケートの概要」

・資料3-1（詳細）「こども計画の策定のためのアンケート調査 回答率」

・「こども計画策定に係るアンケートの結果について」

- ・資料 3-2「こども計画策定スケジュール（予定）」
- ・資料 4「令和 6 年度の子ども・子育て支援に関する事業等について」

7 議事

○傍聴者の受け入れについて

議 長：本日の議題について、会議を非公開とする議題に該当しないため、成田市情報公開条例第 24 条に基づき公開して開催する。

本日は 2 名の傍聴希望があるため、傍聴者の入室を認めることとしてよろしいか。

委員一同：（異議なし）

議 長：異議がないため、傍聴者の入室を認める。

○議題（1）利用定員の設定

資料 1-1、資料 1-2 に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：子ども・子育て支援新制度において、保育所、幼稚園、認定こども園の施設型給付、及び、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をはじめとする地域型保育給付につきましては、認可を受けた施設及び事業者について、利用定員や会計処理などの運営基準が給付の対象となる施設あるいは事業者として適格かどうかを「確認」することとされています。そして、この「確認」の中で、認定区分ごとに年齢別の利用定員を定めるに当たりましては、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項の規定により、「審議会等を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない」と定められておりますことから、利用定員の設定について届出のありました、施設について、ご意見をお伺いいたします。

施設の定員には認可定員と利用定員があり、認可定員はその施設が受け入れることのできる最大の人数であり、利用定員は実際に運営するうえでの受け入れ人数となっております。

子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付の対象としてふさわしいと認められる「確認」の手続きの中で、実態の園児数に合わせて利用定員を設定する必要があり、今後の利用見込み数などを考慮し、利用定員を設定するものです。

成田幼稚園につきましては、事業主体は、学校法人 成田山教育財団となります。今回の利用定員の設定につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行していない、従来の幼稚園から新制度への移行に伴うもので、135 人の設定となります。内訳は、保育を必要としない 1 号認定の 3 歳児、4 歳

児、5歳児、それぞれ45人となっております。

次に、松崎保育園につきましては、八生公民館の敷地内に本市で初めての公立の小規模保育事業所として、本年5月に開園する予定としております。利用定員につきましては19人で、待機児童が多く発生する0歳児の定員を新たに設け、内訳は、3号認定の0歳児3人、1歳児、2歳児がそれぞれ8人としております。なお、資料1-2につきましては、訂正がございます。

「事業者概要NO.2」の松崎保育園について、備考欄にあります「屋外遊戯場」の面積が151.2㎡としておりますが、正しくは151㎡になりますので、訂正させていただきます。

次に、わくわく保育園成田園、公津の杜園、久住園、につきましては、設置主体でありました株式会社POPが系列会社の株式会社アルコバレーノに吸収合併され、設置主体が変更になりますことから、小規模保育事業所としての確認にあたり、利用定員の設定をするものです。

利用定員につきましては、これまでと変更はなく、わくわく保育園成田園が19人で、内訳は、3号認定の0歳児4人、1歳児、2歳児がそれぞれ6人、保育を必要とする2号認定の3歳児、4歳児、5歳児がそれぞれ1名となります。公津の杜園が19人で、内訳が3号認定の0歳児3人、1歳児、2歳児がそれぞれ8人、久住園が、12人で、内訳が3号認定の0歳児3人、1歳児4人、2歳児5人となります。

次に、森の保育所につきましても、設置主体の変更に伴う、小規模保育事業所としての確認にあたり、利用定員を設定するものです。こちらも、利用定員につきましては、これまでと変更はなく、19人で、内訳が3号認定の0歳児3人、1歳児、2歳児がそれぞれ8人となります。

最後に、報告となりますが、大室保育園につきましては、利用児童の減少等により、令和6年3月31日をもって閉所することとなっております。

質疑応答等の後、承認。

主な質疑応答以下のとおり。

委員：成田幼稚園の認可定員と利用定員に大きな差があるのは、今、幼稚園入園希望者が少ないからということでしょうか。

事務局：利用定員については、あくまで成田幼稚園で決めているため、45人ずつにしたのかということについては把握しておりませんが、成田幼稚園が運営されるにあたって適切と考えられる人数ということで、利用定員の設定が行われたものと認識しております。

委員：認可定員は400人で、成田幼稚園の運営にあたって、利用定員の適切な人数が各クラス45人ということで、その理由はわからないということでしょう。

うか。

事務局：成田幼稚園の利用定員の設定については、実際の利用人数や希望人数の減少に基づいて、認可定員が400人であるところ、利用定員は135人に設定したと考えております。

ちなみに、令和5年度の成田幼稚園全体の人数は131人であることから、今後もこの人数からの大きな増加が見込めないということで、今回の利用定員の設定と考えております。

利用定員の人数によって、毎月施設にお支払いする給付費委託費の算定が変わります。利用定員の人数が多いほうが、1人あたりの単価が低いということもあり、その入所する児童数に合わせた利用定員を設定しないと、経営が安定しないということもあるため、入所児童の見込みに対して、利用定員を設定していると考えております。

委員：保育士が不足しているため、定員を満たしていない保育園等の施設が多いかと思えます。利用定員を変更することで職員の人数も変わるかと思えますが、利用定員については、施設側の考えで変更ができるのでしょうか。

事務局：子ども・子育て支援事業計画の中で、量の見込みと確保方策ということで定員を設定しております。その中で、施設側で受け入れの人数を減らしてしまうと、待機児童を増やしてしまうことにつながりますので、本市としては、保育士を確保いただき、児童を受け入れていただきたいという考えでおります。そのような中で状況に応じて判断させていただきたいと考えております。

○議題(2) 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の所掌事務等の変更及び部会委員の追加選出について

資料2と「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について」に基づき、事務局から説明。

説明の概要は下記のとおり。

事務局：成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会では、「子ども・子育て支援法第72条第1項」の規定において、特定教育・保育施設などの利用定員の設定や事業計画の策定などの事務の処理について、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしてされておりますことから、「成田市保健福祉審議会」内に「子ども・子育て支援部会」を設け、審議等を行っていただいているところです。昨年4月以降、国において、「こども家庭庁」の創設や「こども基本法」の施行、「こども未来戦略」の策定など、子どもや子育て世代に対する政策の強化が図られることとなり、本市においても、子どもの貧困対策や子ども・若者の健全育成に関する支援など、子どもや若者に

関するさまざまな政策を含む「こども計画」を策定し、こども施策を実施していくことといたしましたことから、このたび、子ども・子育て支援部会の所掌事務等の内容を変更するものでございます。変更の内容といたしましては、「2. 所掌事務」について、これまで、部会の所掌事務としていた「ア「子ども・子育て支援法第72条第1項」並びに「児童福祉法第34条の15第4項」に規定する事項を処理すること」に加え、「こども基本法」に基づく事項といたしまして、イ こども基本法第11条における、こどもを養育する者その他関係者の意見の反映に関することを所掌し、

- ・同法第10条に規定する「こども計画」に関し、事業計画を定め又は変更しようとする際に意見を述べること。

- ・こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することを加えます。

また、ウ その他 として、市が実施するこども施策に関し意見を述べることを追加するものです。

また、「3. 組織等」についてですが、成田市保健福祉審議会設置条例第7条の規定により、部会は会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する、とされていることから、これまでは、保健福祉審議会委員の中から会長が指名した5名と、同条例第5条の規定により市長が置く臨時委員5名の計10名としておりましたが、前回の本部会において協議していただいた、中学生以上の子どもや若者に関することや、児童虐待に関することなどへの識見を有する方を臨時委員として追加するため、委員の人数を変更するものです。なお、今回、さらに委員の追加選出を予定しており、資料2「子ども・子育て支援部会 部会委員の追加選出について」をご覧ください。

国で策定しております「こども基本法」や「こども大綱」におきましては、子どもが権利の主体とされておりますことから、前回の会議で追加することといたしました委員に加えまして、市の人権擁護委員など、人権に関して識見がある方を委員として新たに選出する予定でございます。

これにより、委員数は保健福祉審議会委員の中から会長が指名した5名と、市長が置くことができる臨時委員10名の計15名となります。

任期につきましては、令和6年度の1回目の子ども・子育て支援部会の開催日から令和7年3月31日までを予定しております。

特に質疑なく、承認。

保健福祉審議会に書面で報告する。

○報告 (1) 成田市こども計画策定に係るアンケートの実施報告及び今後の策定スケジュールについて

資料3-1、資料3-1(補足)、資料3-1(詳細)、資料3-2、「こども計画策定に係

るアンケートの結果について」に基づき、事務局から説明。
説明の概要は下記のとおり。

事務局：こども計画策定に係るアンケート結果について、ご報告いたします。

本日、お配りいたしました資料 3-1（補足）をご覧ください。

アンケートにつきましては、本年 1 月 17 日から 3 月 5 日まで、約 1 か月半の間、実施いたしました。

アンケートの種類といたしましては、

○子育て支援のためのニーズ調査として、無作為に抽出した未就学児の保護者と就学児の保護者に実施したもの

○子ども・若者の意識調査として、小学 4 年生、小学 6 年生、中学 1 年生全員と 無作為に抽出した 15 歳から 29 歳までの方に実施したもの

○子どもの生活実態調査といたしまして、小学 5 年生、中学 2 年生全員とその保護者、無作為に抽出した高校 2 年生に実施したものの、の 3 種類となります。

アンケートの回答率につきましては、資料 3-1（詳細）をご覧ください。

各アンケートにつきましては、子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました、未就学児の保護者が、回答数 717 件で、回答率 48% 就学児の保護者が、回答数 465 件で、回答率 52% という結果になっております。

続いて、子ども・若者意識調査を実施いたしました、

小学 4 年生が、回答数 334 件で、回答率 30%

小学 6 年生が、回答数 330 件で、回答率 27%

中学 1 年生が、回答数 151 件で、回答率 13%

15 歳から 29 歳までの方が、回答数 141 件で、回答率 29% となっております。

また、子どもの生活実態調査を実施いたしました、

小学 5 年生が、回答数 239 件で、回答率 21%

中学 2 年生が、回答数 222 件で、回答率 20%

小学 5 年生の保護者が、回答数 208 件で、回答率 18%

中学 2 年生の保護者が、回答数 134 件で、回答率 12%

高校 2 年生が、回答数 228 件で、回答率 46% という結果になっております。

続きまして、資料「こども計画策定に係るアンケートの結果について」をご覧ください。アンケート結果につきましては、現在、分析を行っているところでございますので、本日は、各アンケート結果の内、保護者の子育てに関する悩みについて、また、子どもや若者の生活状況に関する項目や現在の生活の満足度など、アンケート結果の一部を簡単に資料にまとめましたので、各自ご覧ください。

各アンケートの表は、各設問項目の回答者数と回答者全体に対する各設問項目の回答数の割合を、右側の欄にそれぞれ示しています。それぞれの欄の上

に小文字のアルファベット「n」で示している数字が全回答者数になります。アンケート結果につきましては、分析等が終わりましたら、市のホームページ等で公表いたします。次に、こども計画策定スケジュールにつきまして、資料3-2をご覧ください。こども計画につきましては、策定にあたり、本年2月に、こども計画策定支援業務を委託するための事業者の選定を行い、株式会社ナレッジマネジメントケア研究所に決定いたしました。今後、本事業者の支援のもと、来年度一年をかけて策定してまいります。スケジュールといたしましては、現在、教育・保育の量の見込みなどの算出のため、委託事業者ニーズ調査の集計と分析を依頼しており、6月を目途に速報値を算出いたします。また、5月から7月にかけては、子どもや若者、子育て支援団体などに直接意見を聴く機会を設ける予定としております。子どもや子育てに対する本市の理念など計画の策定方針を取りまとめ、7月中に、計画の目標などを示した骨子案を決定いたします。また、7月に、子ども子育て支援部会を開催し、委員の皆様にご意見を伺う予定としております。8月頃から計画の素案の作成を開始し、10月に本部会を開催し、素案の途中経過として皆様にご意見を伺う予定としており、11月中に素案として取りまとめます。取りまとめた素案につきましては、12月に開催する本部会でご意見をいただき、それらを反映し、修正を加えたのちに、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント実施後、本部会において計画（案）として取りまとめ、来年2月を目途に保健福祉審議会に諮問し、3月に審議会の答申を受け、計画を策定する形となります。

質疑応答等の後、承認。

主な質疑応答以下のとおり。

委員：アンケート調査の回答率について、市としては、これで良しと受け止めているのでしょうか。

事務局：子育て支援のためのニーズ調査として、未就学児の保護者と就学児の保護者に実施したアンケートについては、この結果をもとに計画策定を進めていきたいと考えています。他のアンケートについてですが、今回初めて行うアンケートでもありますし、設問数も多くなってしまったと思います。その中で、保護者については、市で想定していた回答率よりも低かったと思います。子どもの回答については、年齢によっては、回答率が低いところもありますが、特に、高校2年生については、想定していたよりも回答率が高かったものと考えているところです。

回答率が低かった年齢については、回答数については一定数いただいておりますので、5月から7月にかけて行う、ワークショップ、保育園や子どもが集まる場所・イベント等で意見を聞くなど、多くの子どもから意見を聞き、

計画に反映していきたいと考えております。

委員：子どもの意見をしっかりと聞いて計画を作ってほしいので、よろしくお願いいたします。

事務局：今回のアンケートで回答いただいた方については、自由意見等の部分も、しっかりと回答いただきました。そのような意見と、直接意見を聞くワークショップ等を通じて、少しでも多くの子どもの意見、あるいは保護者の意見、子育て支援団体の意見を聞いていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○報告 (2) 令和6年度の子ども・子育て支援に関する事業等について

資料4に基づき、事務局から説明。説明の概要は下記のとおり。

事務局：組織の見直しといたしまして、令和6年4月より、健康こども部が所掌する子育て支援と保健衛生をそれぞれ独立させ、「こども未来部」と「健康推進部」として、専門の部署を設置することといたしました。それぞれの部には、部名に続くカッコ内の課が設置されることとなります。

資料の中ほどの四角で囲まれた部分をご覧ください。

子育て支援の分野においては、「こども未来部」として、こどもに関する計画策定等の体制を整えることに加え、「こども家庭センター」を設置し、妊娠から出産、子育てに係る支援と、児童及び子育て世帯の養育等に係る支援体制を推進していくこととしております。

また、青い四角の中にあります、「こども家庭センター」につきましては、全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産・子育てを行えるよう、妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と、虐待や養育支援などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合し、子どもや子育て世帯、妊産婦等に対する母子保健分野と児童福祉分野の両面からの一体的な支援を実施するものです。

「こども家庭センター」では、現在、子育て支援課で行っている、虐待や養育支援などの問題を抱えた家庭に対応する業務に加えて、健康増進課で行っている、母子保健の一部として、母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問、産後ケア事業、出産・子育て応援給付金等の業務を行います。

下の青い四角で囲まれた部分をご覧ください。

保健衛生の分野では、「健康推進部」といたしまして、他の行政機関や医師会、病院など関係機関との連携を図り、スムーズな支援や施策を推進していくこととしております。

子どもに関する業務といたしましては、相談事業や各種健康診査などの保健施策の実施など、妊娠期から子育て期に至る母子の健康管理の支援など

を行います。

続きまして、資料の裏面、令和6年度の主な事業について説明いたします。

「こども計画の策定」につきましては、子ども・子育て支援事業の提供体制や子どもの貧困対策、子ども・若者の健全育成に関する施策など、子どもに関する様々な施策を含めた、子どもに関する総合計画として、令和6年度中の策定を予定しております。

次に、「子ども館の開館日の増加」についてであります。子ども館につきましては、未就学児とその保護者を対象に、子どもが自由に遊べる場と子育て世帯の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助などを行う「なかよしひろば」と、小学生から高校生までの居場所となっている「ふれあいひろば」を設置しており、現在、毎週月曜日、祝日及び第3日曜日としている休館日を、本年4月より月1回、第3水曜日とすることで開館日を拡充し、子どもや子育て世帯の利便性の向上を図るものでございます。

次に、「小規模保育事業所と児童ホームの整備」につきましては、小規模保育事業所の整備として、先ほど議題(1)の中でご説明いたしましたとおり、松崎保育園が、本年5月に開園予定となっております。

児童ホームにつきましては、平成児童ホームが現在工事を進めており、定員を120人に拡大し、本年10月に供用開始予定となっているほか、本城児童ホームについては、定員を120人に拡大し、令和7年4月の供用開始を目指し、工事を実施してまいります。

続きまして、「なりた手当」の増額につきましては、保育士不足が深刻化している状況において、市内の私立保育園等に対し、保育士の給与に上乘せ補助を行っている、いわゆる「なりた手当」の月額補助を2万円から4万円に増額し、保育士の処遇改善を図り、さらなる保育士の確保及び離職防止に取り組んでまいります。

次に、「(仮称)こども誰でも通園制度の試行的実施」についてですが、国においては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「(仮称)こども誰でも通園制度」を創設することとしております。

本市においては、本格実施を見据えた試行的事業の実施自治体として、県内では本市を含む5市が採択されたことから、来年度中の試行的事業の実施に向け、対象施設や利用手続きの方法などを検討しているところでございます。

最後に、「先進医療費助成制度の創設」につきましては、不妊治療を行う際に、保険診療と先進医療を併用する混合診療のうち、全額自己負担となっている先進医療について、子どもを望まれる方が、より多くの治療の機会を選

択できるよう、先進医療費に対する助成を新たに実施することとしている
ものです。

質疑応答等の後、承認。

主な質疑応答以下のとおり。

委員：なりた手当が月額 2 万円から 4 万円に上がることで、保育士が少ないとい
う問題は、改善されますか

委員：民間保育園は子供がいないと、お給料が払えない状態です。今、保育士はど
この保育園も不足しています。他の市町村、印西市や松戸市などですが、手
当が 6 万円など多いところに、保育士が移動するということが多いです。実
際に、私の保育園でも、今年度退職し、千葉市に行く若い保育士がいます。
少しでも手当を上げていただければ、助かるかと思えます。

委員：問題は手当の部分だけでしょうか。他に希望はありますか。

委員：今、保育士という仕事が大変な仕事になっていて、様々な問題や少しのこ
とでも保護者からの苦情があったりしますので、若い保育士は、少しでも給
与がいい職場に行きたいと考えていると思えます。

今回、手当が 2 万円ほど上がることで、成田市の保育士不足が少しでも改
善されるのではないかと思います。

事務局：国においては、給与の改善、特に若い職員の給与を上げるということで、
今年度の人事院勧告に合わせて、給付費も増加・引き上げをしています。
この増額分については、給与に反映させるよう国から通知がなされています。
このことについて、市から各園に通知しております。

また、増額分については、3 月議会で補正予算として増額の補正予算を組み、
可決されましたので、早々に支払いの手続きを進めて、保育士等の給与に直
接、上乘せしていただけるようお願いしているところでございます。

○その他の質疑応答

委員：今回のこども計画を策定する際に、教育委員会の関係者は、策定に関わら
ないのでしょうか。

事務局：教育委員会では、教育に関する計画を別で策定しています。

今回、こども計画を策定する際に、または、教育委員会が計画を策定する
際に、国の文科省とこども家庭庁それぞれから、相互で連携して策定する
ように通知されています。策定に関しましては、次年度から、本部会に、
教育委員会の関係者も入っていただく予定としております。

また、教育委員会が計画を策定する際には、必要に応じて、こども未来部
などが、策定に関する会議に参加することになるかと思えます。

お互いに連携しながら、お互いの計画を策定するという事で、教育委員会と協議しているところです。